

— 住宅を補修・改修する場合の支援制度 —

H27. 4月現在

① 被災者生活再建支援金（加算支援金）	必要書類
住宅が全壊又は大規模半壊した世帯が、その住宅を補修する場合に支給されます。 【申請期限】 平成30年4月10日まで 【支給額】 複数世帯：■万円 単身世帯：■万円	①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの）

② 生活再建住宅支援事業（補修補助）	必要書類（申請時）
被災した住宅を補修する場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 補修費用の1/2（最大■万円） ※半壊又は一部損壊した住宅が対象 ※応急修理制度との併用不可 ※■万円以上の補修工事に限る	①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③改修計画図、施工前の写真など ④補修工事費見積書、工事費明細書、領収書 ※東日本大震災による被害に係る工事と、その他の工事がある場合は、それぞれの工事を分けたもので、施工業者または建築士の記名、捺印のあるものに限る。

③ 生活再建住宅支援事業（耐震改修）	必要書類（申請時）
被災した住宅を、現在の耐震基準に適合させる改修を行う場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 改修費用の1/2（最大■万円）	①申請書 ②罹災証明書 ③耐震診断及び改修設計フロー ④現状の構造耐力を確認できる書類 (1.平面図 2.耐震診断結果、構造計算結果等の報告書など ※建築士の記名、捺印があるものに限る) ⑤耐震改修工事計画を確認できる書類 (1.改修計画図、その他改修方法を示す図書 2.改修計画の耐震性に対する総合判定 ※建築士の記名、捺印があるものに限る) ⑥耐震改修工事費見積書、工事費明細書、領収書 ※耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者または建築士の記名、捺印のあるものに限る。

④ 生活再建住宅支援事業（バリアフリー改修）	必要書類（申請時）
被災した住宅をバリアフリー化（床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレの設置等）改修する場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 改修費用の1/2（最大■万円）	①申請書 ②契約書（工事の着工日、完成日の記載があるもの） ③罹災証明書 ④設計図書、施工個所の見取り図、施工前の写真 ⑤費用の明細書（見積書等）（バリアフリー改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者または建築士の記名、捺印があるものに限る）

完了申請の際には、
全景と各バリアフリー箇所の写真が必要となります。

⑤ 生活再建住宅支援事業（県産材使用改修）	必要書類（申請時）
被災した住宅を改修する際に、県産材を使用する場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 改修費用の1/2（最大■万円） ※県産材を0.5㎡以上用いる工事に限る。	①申請書 ②罹災証明書 ③設計図書、施工個所の見取り図、施工前の写真 ④費用の明細書（見積書等） ※県産材使用工事とその他の部分を分けたもので、施工業者または建築士の記名、捺印があるものに限る ⑤岩手県産材産地証明書等、県産材であることを証明する書類

完了申請の際には、
全景写真が必要となります。

⑥ 生活再建住宅支援事業（宅地復旧）	必要書類（申請時）
被災した宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合に補助されます。 【申請期限】 平成31年3月31日まで 【補助額】 宅地復旧に要する費用の1/2（最大■万円） ※のり面の保護工事、排水施設の設置工事（上下水道の配管は除く）、地盤補強・整地工事、擁壁工事・補強工事、地場安調査及び設計調査費などが対象。 ※■万円以上の復旧工事に限る。	①申請書 ②復旧工事の費用の明細書または見積書(写) ③被災宅地の状況写真 ④付近見取り図・復旧工事計画図 ⑤被災宅地の所有者が分かる書類

— 住宅ローンの支援 —

⑦ 災害復興住宅融資	必要書類
<p>住宅が 万円以上の被害を受け、被災証明書の交付を受けた方が、その住宅を補修する場合、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、年1%）を受けることができます。</p> <p>【申請期限】平成28年3月31日まで</p> <p>※お問い合わせは、住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）までお願いします。</p>	<p>住宅金融支援機構お客様オールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）までお問い合わせをお願いします。</p>

⑧ 生活再建住宅支援事業（補修・改修利子債務）	必要書類（申請時）
<p>住宅に被害を受けた方が、その住宅を補修・改修するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。</p> <p>【申請期限】平成31年3月31日まで</p> <p>【補助額】最大 万円</p> <p>当初5年間の利子相当額（金利上限1%、借入上限 万円）</p>	<p>①申請書 ②罹災証明書 ③金銭消費貸借契約書(写) ④返済予定表（新住宅債務） ⑤工事請負契約書等(写) ⑥通帳 ⑦印鑑</p>

仮設住宅・みなし仮設住宅にお住まいの方が住宅再建をされた場合、

仮設住宅・みなし仮設住宅の退去が必要となります。

※町内の仮設住宅にお住まいの方は、添付の「仮設住宅の退去手続きについて」をご覧ください。

※みなし仮設にお住まいの方は、岩手県 復興局 生活再建課 被災者支援担当（019-629-6917）までお問い合わせ下さい。



お問い合わせは、大槌町役場被災者支援室（0193-42-8718）までお願いします。